

## 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人穂積会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員への報酬等は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第5条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

区 分	1日あたりの額
理事会・評議員会出席の理事・監事及び評議員	4,000円
監事会出席の監事	5,000円

2 前条(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人穂積会旅費規定を準用し、旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

但し、住居地が古賀市外にある者は(1)(2)(3)についても「社会福祉法人穂積会旅費規程」を準用し、旅費を支給する。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、出勤日に行われる第4条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。